

IV・関係法令

1、安全衛生法、規則に関する関係条項

1、作業床の設置

【安衛則518条】

高さ2m以上の箇所(除く作業床の端、開口部)で作業を行わせる場合に墜落により作業者に危険を及ぼす時は、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

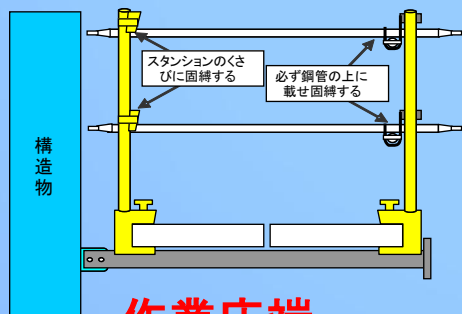
ア、上記対策が困難な場合は防網を展張するか、安全带を使用させ墜落による危険を防止するための措置を講じること。

2、作業床端部等への囲いの設置

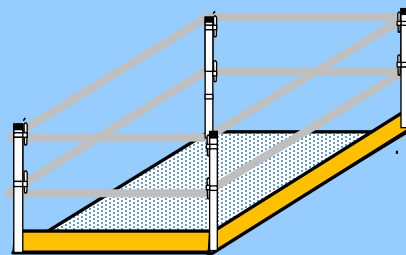
【安衛則519条】

高さ2m以上の作業床の端、開口部からの墜落により作業者に危険を及ぼす箇所には、**囲い、手摺、覆い**等を設けなければならない。

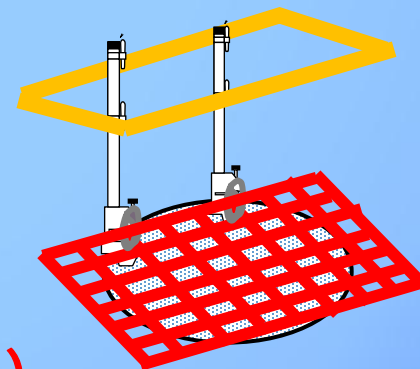
ア、上記対策が困難な場合、又は、作業の必要上臨時的に囲い等を取り外す時は防網を展張するか、安全带を使用させ墜落による危険を防止するための措置を講じること。



作業床端



開口部、手摺、囲い、覆い



3、安全帯の取付設備等 【安衛則521条】

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、作業者に安全帯を使用させるときは、安全帯を取付ける為の設備を設けなければならない。

ア、上記、安全帯を使用させる時は、安全帯及び取付け設備の異常の有無について随時点検すること。

4、悪天候時の作業 【安衛則522条】

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施時に、危険が予想されるときは作業を実施させてはならない。

ア、上記、悪天候とは「強風：10分間の平均風速が10m以上の風」

「大雨：1回の降雨量が50mm以上の降雨」

「大雪：1回の降雪量が25cm以上の降雪」

5、照明の保持 【安衛則523条】

高さ2m以上の箇所で作業を行う時は、作業を安全に行うための、必要な照明を保持しなければならない。【70ルクス以上】

6、昇降するための設備の設置

【安衛則526条】

高さ、又は深さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合において、作業者が安全に昇降するための設備を設けなければならない。

7、移動はしご

【安衛則527条】

移動はしごについては、次に定めるところに適合したものを使用しなければならない。(継いで用いることは禁止)

- ①丈夫な構造なもの。
- ②著しい損傷、腐食がないもの。
- ③幅は30cm以上のものとする。
- ④滑り止め装置の取り付け、転位防止策の措置をとる。

【上記、以外として】 ※やむを得ず継いで用いる場合は以下の処置をとること。

ア、全長の長さは9m以下とする。

イ、重ね継手合わせの場合は接続部を1.5m以上とし2ヶ所以上固縛する。

ウ、継手が突合せの場合は1.5m以上の添木で4ヶ所以上固縛する。

8、立ち入り禁止

【安衛則530条】

墜落により作業者に危険を及ぼす恐れのある箇所には、関係作業員以外の労働者を立ち入らせてはならない。

9、高所からの物体投下の防止 【安衛則536条】

3m以上の高所から物体を投下する時は、適切な投下設備を設け、監視人をおいて、危険防止の措置を講じなければならない。

10、物体の落下による危険防止 【安衛則537条】

作業のため物体が落下することにより、作業者に危険を及ぼす恐れのある時は、防網の設備を設け立ち入り区画区域を設定し危険を防止するための措置を講じること。

11、物体の飛来による危険防止 【安衛則538条】

作業のため物体が飛来することにより、作業者に危険を及ぼす恐れのある時は、飛来防止の設備及び保護具を使用させること。

12、安全帽の着用 【安衛則539条】

物体の飛来、落下による、作業者の危険を防止するためには、安全帽を着用させること。

13、架設通路

【安衛則552条】

架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

①丈夫な構造であること。

②こう配は、30度以下とすること。

(但し、階段及び高さが2m未満で丈夫な手掛けを設けたものは除く)

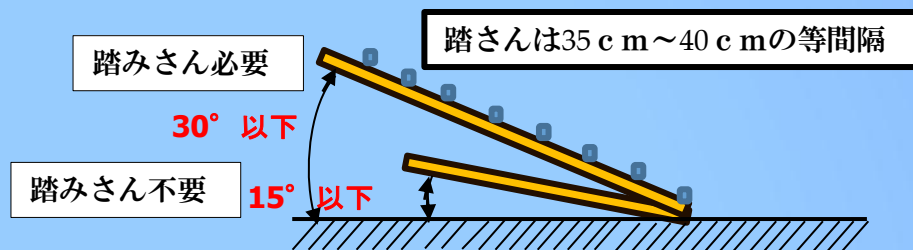
③こう配が15度を超えるものには、踏みさんその他滑り止めを設ける事。

④墜落の危険のある箇所には、次の設備を設ける。

ア、丈夫な構造の設備で、たわみが生ずる恐れがなく、かつ著しい損傷、変形及び腐食がないもの。

イ、高さ85cm以上の手摺、高さ35cm以上50cm以下の中さん等
上記イと「同等の機能を有する設備には」

・高さ35cm以上の幅木、防音パネル、ネットフレーム(金網状)、金網等



14、はしご道

【安衛則556】条

はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- ①丈夫な構造であること。
- ②踏みさんを等間隔に設けること。(25cm～35cm)
- ③踏みさんと壁との間に適当な間隔を保たせること。(15cm以上)
- ④はしごの転倒防止のための措置を講じること。
- ⑤はしごの上端を床から60cm以上突き出すこと。

15、足場材料等

【安衛則559条】

足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ木皮を取り除いたものを使用する。

16、鋼管足場に使用する鋼管等

【安衛則560条】

鋼管足場に使用する鋼管については、日本工業規格A8951に定めたものか、次に適合したものを使用。

①材料は、引張強さの値が372ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが下表に掲げる引張強さの値に応じた値であること。

②肉厚は、外径の三十分の一以上であること。

上五百以上	三百九十以上 五百未満	三百七十以上 三百九十未満	引張強さ(単位 ニュートン毎 平方ミリメー トル)
十以上	二十以上	二十五以上	伸び(単位パー セント)

17、構造

【安衛則561条】

足場については、丈夫な構造の物でなければならない。

18、最大積載荷重

【安衛則562条】

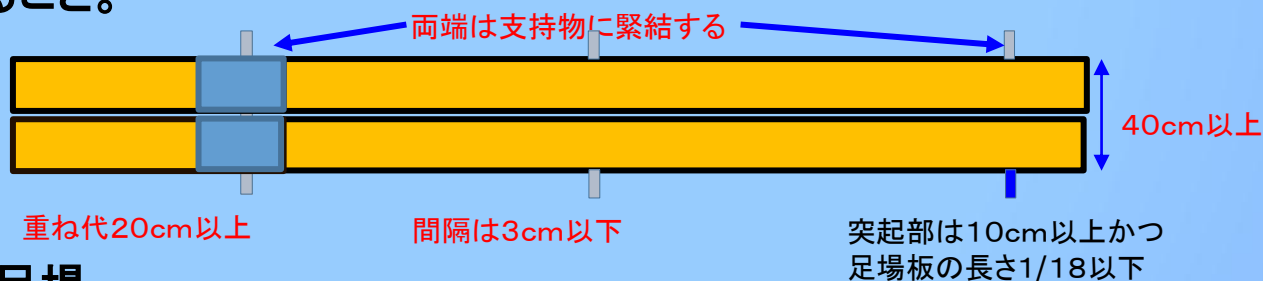
足場構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定めこれを超えて積載してはならない。(作業床、吊り足場基準を遵守。)

19、作業床

【安衛則563条】

高さ2m以上の作業場所には次に定めるところにより、作業床を設けること。

1) 吊り足場を除き、作業床の幅は40cm以上とし、床材の隙間は3cm以下とすること。



2) 枠組み足場

- ・交さ筋かい及び高さ15cm以上、40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木の設置
- ・手すりわくの設置

3) 枠組み足場以外の足場

※ 丈夫な構造でたわみが生じるおそれがなく、著しい損傷、変形、腐食がないもの

・高さ85cm以上の手すり(同等以上の機能を有する設備)及び中さん等(高さ35cm以上50cm以下の中さん、又は同等以上の機能を有する設備)

4) 腕木、布、はり、脚立その他の作業床の支持物はこれにかかる荷重で破壊しない物を使用すること。

5) 床材は、転位、脱落しないよう2倍以上の支持物に取り付けること。

6) 作業の為、物体が落下し作業者に危険を及ぼす恐れがある時は、高さ10cm以上の幅木、メッシュシート、防網を設けること。

20、足場の組み立て等の作業 【安衛則564条】

1) 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する作業へ周知させる事。

2) 組立て、解体又は変更の作業を行う区域には、関係者以外の作業者の立入りを禁止させる事。

【足場の組み立て等の作業】

1、足場の組み立て等における危険防止

- ①組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する作業員へ周知させる事。
- ②組立て、解体又は変更の作業を行う区域には、関係者以外の作業員の立ち入りを禁止させる事。**（作業主任者の表示、立ち入り禁止表示の徹底）**
- ③強風、大雨、大雪の悪天候等により、作業の実施について危険が予想される時は、作業を中止とする事。
- ④足場材の緊結、取り外し、受け渡し等の作業時は**幅400mm以上**の足場を設け作業員に安全帯を使用させ墜落による危険性を防止する措置を講ずる事。
- ⑤材料、器具、工具等の上げ下ろしをする時は、吊り網、吊り袋等を使用させる。

**※事業主及び管理監督者
作業主任者は上記5項目
を遵守させる事！**

きまりは守られているか！



21、足場の組み立て等の作業主任者の選任【安衛則565条】

事業主は、足場の組立て等において、作業主任者技能講習を終了した者のうちから、足場の組立て等の作業主任者を選任しなければならない。



22、足場作業主任者の主な職務【安衛則566条】

- ①材料の欠点の有無を点検し不良品を取り除く。
- ②器具、工具、安全帯及び保護具の機能を点検、不良品を除く。
- ③作業の方法及び作業者の配置を決定し、作業の進行状況を監視する。
- ④安全帯及び保護具の使用状況を監視する。

作業主任者を選任すべき作業とは 【安衛令6条の15】

・吊り足場、張り出し足場又は高さが5m以上での構造の足場の組立・解体又は変更作業等。

23、点検

【安衛則567条】

1、日々点検

・足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、作業を行う場所の足場点検をおこない以上を認めた時は補修を行うこと。

①交差筋かい及びさんの高さ及び幅木等

②手すり枠

③高さ85cm以上の手すり及び中さん(35～50cm以下)

2、作業前点検

・悪天候(強風、大雨、大雪、中震(震度4))等の後に足場作業を行う場合は、事前の点検実施及び補修結果を記録し保管する。

①床材の損傷、取り付け及び掛渡しの状況

②取付け部の緩み(建地、布、腕木、接続、緊結部)

③金具の損傷及び腐食(緊結材、緊結金具)

④日々点検の①～③の取外し及び脱落の有無

⑤幅木の取付け状況及び取外しの有無

⑥脚部の沈下及び滑動の状態

【悪天候とは】

強風:10分間の平均風速毎秒10以上

大雨:1回の降雨量が50mm以上

大雪:1回の降雪量が25mm以上

地震:中震(震度4)以上

- ⑦補強材の取り付け状況及び取り外しの有無(筋かい、控え、壁つなぎ)
- ⑧建地、布及び腕木の損傷の有無
- ⑨突りょうと吊り策との取り付け状態及び吊り装置の歯止めの機能

24、吊り足場の点検

【安衛則568条】

吊り足場による作業を行うときは、作業を開始する前に567条の第2項1号から5号まで第7号及び9号について点検し異常がある場合は直ちに補修すること。

25、丸太足場

【安衛則569条】

丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- ①建地の間隔は2.5m以下とし、地上第一の布は3m以下の位置に設ける。
- ②建地の脚部は滑動又は沈下防止の為、根本を埋め込み根がらみ、皿板等の措置を講じる。
- ③建地の継手が重合せ継手の場合は、1m以上を重ね2ヶ箇所縛る。また、突合せの場合は2本組とし、1.8m以上の添木で4ヶ所以上縛る。

- ④建地、布、腕木等の接続部及び交さ部は鉄線等の材料で堅固に縛る。
- ⑤筋かい等での補強。
- ⑥一側足場、本足場、張り出し足場等にあつては、壁つなぎ、控えを設ける。

垂直方向	5.5m以下
水平方向	7.5m以下

26、鋼管足場

【安衛則570条】

鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- ①足場の脚部に滑動、沈下防止のベース金具、かつ、敷板等を用い、根がらみを設ける等の措置を講じる。
- ②脚輪を取り付けた移動式足場はブレーキ、歯止め等で固定させ一部を建築物等にて固定させる。
- ③鋼管の接続部及び交さ部は、金属金具を用いて接続及び緊結する。
- ④筋かいで補強する。
- ⑤一側足場、本足場又は、張り出し足場は壁つなぎ、及び控えを設ける。

27、鋼管規格

【安衛則571条】

1) 鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるほか単管足場にあつては、第一号から第四号まで、枠組み足場については、第五号から第七号に定めてるところに適合したものを使用する。

① 建地の間隔は以下の通りとする。

けた行方向	1. 85m以下とすること
はり間方向	1. 5m以下とすること

② 地上第一の布は2m以下とする。

③ 建地の最後部から31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とする。

④ 建地間の積載荷重は、400kgを限度とする。

⑤ 最上層及び5層以内ごとに水平材を設ける。

⑥ はりわく及び持ち送りわくは、水平筋かいその他によって横振れを防止する措置を講じる。

⑦ 高さ20mを超える時、重量物の積載を伴う作業時は、主わく高さ2m以下とし主わく間の間隔は1. 85m以下とすること。

28、吊り足場

【安衛則574条】

吊り足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- ①吊りワイヤロープは次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 - ・ワイヤロープ1より間で素線の数10%以上の素線が切断しているもの。
 - ・直径の減少が公称径の7%を超えるもの。
 - ・キンク、著しい形くずれ、腐食があるもの。
- ②つり鎖は次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 - ・伸びが当該つり鎖が製造された時の長さの5%を超えるもの。
 - ・リング断面の直径の減少が製造時のリンク断面の10%を超えるもの。
 - ・き裂があるもの。
- ③作業床は、幅40cm以上とし、かつ、隙間がないようにすること。

29、作業禁止

【安衛則575条】

吊り足場の上で脚立、はしご等を用いて作業をさせないこと。

足場施工に関する基準値一覧

1) 間隔

種別	丸太	鋼管	枠組
垂直方向	5.5 m以下	5 m以下	9 m以下
水平方向	7.5 m以下	5.5 m以下	8 m以下

2) 建地

①足元は沈下、滑動防止の根がらみ、ベース金具、皿板はあるか。

②継手はよいか。

- ・丸太・・・重ね合わせは1m以上で2か所以上固縛する。
- ・金属・・・アームロック、ジョイント金具等の使用はよいか。

3) 布

①高さ間隔はよいか。

種類	丸太	鋼管	枠組
第1の布	3 m以下	2 m以下	5層毎及び最上層に設置
第2の布以上	1.5～1.8m以内	1.5～1.8m以内	

労働安全衛生規則の一部改正概要

1. 趣 旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)を改正し、足場等の墜落防止措置等の強化を図ってきた。その改正の際、施行後3年を目途に措置の効果把握し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていたことから、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で検討を行い、その検討結果(平成26年11月)を踏まえ、必要な改正を行うものである。

2. 背 景

(1) 足場からの墜落災害発生状況の推移

- 足場からの墜落災害は長期的には減少傾向であったが、**近年、増加傾向**となっている。
- 死傷墜落転落災害における**足場からの墜落災害の割合**も、**近年、増加傾向**となっている。

表 足場からの墜落災害発生状況の推移

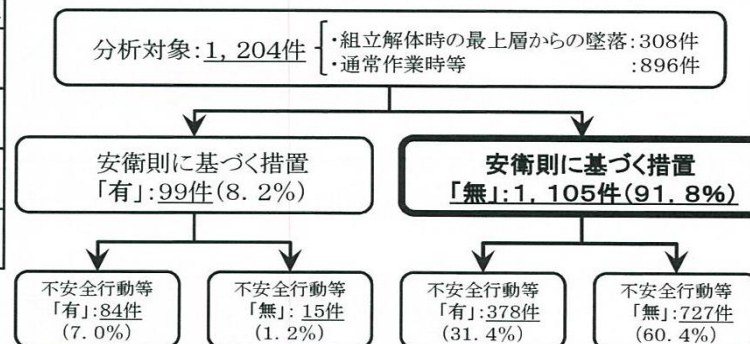
	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建設業 全体	22,809 (594)	22,386 (508)	19,280 (430)	16,143 (365)	16,983 (342)	17,073 (367)	17,189 (342)
うち、① 墜落、転落	8,312 (260)	7,819 (190)	6,629 (172)	5,408 (159)	5,802 (154)	5,892 (157)	5,983 (160)
うち、② 足場から	1,521 (47)	1,398 (26)	1,133 (31)	713 (45)	847 (25)	853 (24)	958 (31)
②/① 割合(%)	18.3%	17.9%	17.1%	13.2%	14.6%	14.5%	16.0%
	18.1%	13.7%	18.0%	28.3%	16.2%	15.3%	19.4%

※ 「労働者死傷病報告」に基づく休業4日以上の死傷災害
()内は、「死亡災害報告」に基づく死亡災害

(2) 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

- **安衛則に基づく墜落防止措置が実施されていなかったものが約9割**を占める。

図 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況



※ 平成21年度から平成23年度の足場からの墜落災害(休業4日以上の死傷災害)を分析したもの。

施行日と経過措置について

平成27年7月1日

2 経過措置

(1) 特別教育に関する経過措置

改正省令の施行(平成27年7月1日)の際現に「足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)」に従事している※¹者については、平成29年6月30日までの間は、当該業務に関する特別の教育を行うことを要しない。

※¹ 「現に従事している」とは、当該業務に就いていることをいい、施行日時点に、建設工場の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではない

(2) 足場の作業床に関する経過措置

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、改正省令の施行(平成27年7月1日)の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合※²に限り、第563条第1項第2号ハ「床材と建地との隙間は、12cm未満とすること」の規定は、適用しない※³。

※² 床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合。

※³ 足場の一部の作業床が本経過措置に該当する場合は、当該作業床に限り第563条第1項第2号ハを適用しない。

足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育

<現行>

足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

<改正後>

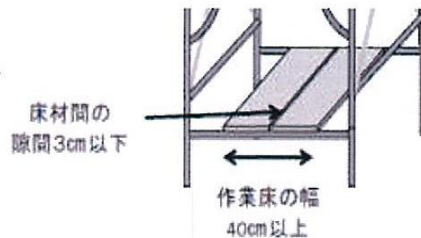
足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。

足場の作業床に係る墜落防止措置

<現行>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 幅は40cm以上、
床材間の隙間は3cm以下



- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。

<改正後>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 現行①に加え、床材と建地との隙間は12cm未満とすることを追加する。

※ 一定の場合には、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所には防網を張る等の墜落防止措置で代替可能。



- ② 現行②の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止とすることを追加する。
- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないとすることを追加する。
- ④ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置

<現行>

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること

ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること

ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること

ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること

ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

<改正後>

① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。

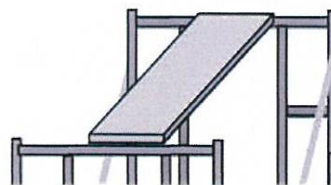
② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。

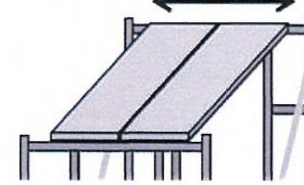
<現行>

足場板の幅
20cm以上



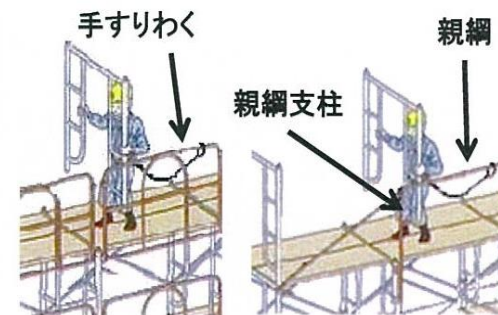
<改正後>

作業床の幅
40cm以上



ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

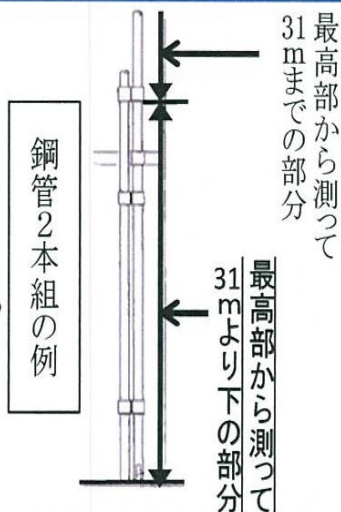


安全帯取付け設備の例

鋼管足場に係る規定の見直し

<現行>

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。



<改正後>

建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。)が最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないものとする。

注文者の点検義務の充実

<現行>

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であって、強風等の悪天候、中震以上の地震の後においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

<改正後>

足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとする。

ご安全に！

ご健康に！